

日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定」実施について(事前周知)

平成30年2月20日
経済産業省
原産地証明室

「日・ASEAN 包括的経済連携協定（以下、「AJCEP 協定」）」については2008年12月に発効済みですが、インドネシアではAJCEP 協定の実施に関する国内関連法令の整備が完了していないため、今日に至るまで日本と同国の間ではAJCEP 協定は未実施の状況です。

現在、インドネシア政府は、AJCEP 協定の実施に向けて国内の関連法令整備を進めており、早ければ数週間以内にこれが完了し、日本との間でAJCEP 協定が実施される見込みです。

日本商工会議所では上記プロセスの完結を待って、AJCEP 協定に基づくインドネシア向けの第一種特定原産地証明書の発給事務を開始する予定です。具体的スケジュール等はインドネシアの国内法令整備の進捗状況に左右されますので、詳細が判明次第、改めてお知らせします。

問い合わせ先

貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室

電話：03-3501-0539

E-mail：gensanti-syoumei@meti.go.jp